定年前早期退職特例措置

定年前20年以内に勤続期間20年以上の職員(定年前6月以内の者を除く。)が、応募認定(注1)・公務上死亡・傷病(注2)等により退職した場合、定年前の残年数1年につき退職日の俸給月額を3%割増して基本額を算定。

ただし、事務次官・外局長官クラス(一般職給与法指定職俸給表6号俸相当額)以上の者は割増不適用、局長クラス(一般職給与法指定職俸給表4号俸相当額)以上の者は割増率1%、審議官クラス(同表1号俸相当額以上4号俸相当額未満)の者は割増率2%となっている。

- (注1) 令和5年4月1日以降、当分の間、応募認定による退職の場合については、引上げ前の定年から 15年以内(60歳定年であった場合は45歳)の年齢から引上げ前の定年(引上げ前の定年が60歳 であった場合は60歳)に達する日前までの職員が特例措置の対象(定年が引き上がっていない退 職者を除く。)。この場合、引上げ前の定年に達する日前までの残年数が1年の者(局長又は審議官 クラスを除く。)の割増率は3%となる。
- (注2) 令和5年4月1日以降、当分の間、公務上死亡・傷病等による退職の場合については、引上げ前の定年から15年以内(60歳定年であった場合は45歳)の年齢から定年に達する日前までの職員(定年前6月以内の者を除く。)が、特例措置の対象。この場合、引上げ前の定年から15年以内(60歳定年であった場合は45歳)の年齢から引上げ前の定年(引上げ前の定年が60歳であった場合は60歳)に達する日前までに退職する場合の割増率については、引上げ前の定年と退職日の年齢との差に相当する年数に3%(指定職等以外の職員)を乗じて得た割合を定年と退職日の年齢との差に相当する年数で除して得た割合として1年ごとの割合を算定する。引上げ前の定年以後から定年前6月前までに退職する場合の割増率については、2%を引上げ後の定年と退職日の年齢との差に相当する年数で除して得た割合として1年ごとの割合を算定する。

<定年前早期退職特例措置(下記点線部分)>

退職手当の基本額=

退職日俸給月額× {1+(3%[*]×定年までの残年数)} ×退職理由別・勤続期間別支給率×調整率

[*] 局長クラス…1%、審議官クラス…2%、定年までの残年数が1年の者…2%